

最高裁秘書第1325号

令和3年5月7日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

4月6日付け（同月7日受付、第030075号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

2月25日付け最高裁総一第167号事務総長依命通達「準公益通報に関する事務の取扱いについて」（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当） 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通） 令和

最高裁総一第167号

(庶い一〇五)

令和3年2月25日

高等裁判所長官殿

地方裁判所長殿

家庭裁判所長殿

最高裁判所事務総局局課長殿

司法研修所長殿

裁判所職員総合研修所長殿

最高裁判所図書館長殿

最高裁判所事務総長 中村 慎

準公益通報に関する事務の取扱いについて（依命通達）

標記の事務の取扱いについて、下記のとおり定めましたので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

## 第1 趣旨

この通達は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、裁判所の法令遵守を推進するため、裁判所における準公益通報への対応に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 定義

この通達における用語の意義は、次に定めるところによる。

1 準通報対象事実 法令（規則、規程、通達その他裁判所内部の規範を含む。）

に違反する行為に係る事実をいう。ただし、裁判事務に係る行為であってその違反が裁判手続内では正されることが予定されているものに係る事実及び法第2条第3項に規定する通報対象事実を除く。

2 準公益通報 次に掲げるものをいう。

- (1) 裁判所を労務提供先として法第2条第1項に規定する公益通報をすることができる者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、裁判所又は裁判所の業務に従事する場合における裁判所の職員、代理人その他の者について準通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、裁判所に通報すること。
- (2) 次に掲げる者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、裁判所又は裁判所の業務に従事する場合における裁判所の職員、代理人その他の者について法第2条第3項に規定する通報対象事実又は準通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、裁判所に通報すること。

ア 裁判所職員（裁判官を除く。）であった者

イ 事業者が裁判所との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該事業に従事する労働者であった者

ウ 裁判所との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う事業者

エ ウの事業者の理事、取締役その他の役員

オ ウ又はエに定める者であった者

3 準公益通報者 準公益通報をした者をいう。

第3 準公益通報への対応

- 1 平成18年3月17日付け最高裁総一第000348号事務総長依命通達「公益通報に関する事務の取扱いについて」（以下「公益通報依命通達」という。）記第1の1の(1)に定める公益通報・相談窓口は、準公益通報を受け付けるとともに、準公益通報に関する相談に応じる。

2 公益通報依命通達記第1の1の(2)及び(3)並びに2から4までの定めは、準公益通報への対応について準用する。

#### 第4 準公益通報者等の保護

準公益通報者又は準公益通報に関連する相談をした者に対し、当該準公益通報又は当該相談をしたことを理由として、免職その他不利益な取扱いをしてはならない。

#### 第5 その他

この通達に定めるもののほか、準公益通報に関する事務の取扱いに関し必要な事項は、最高裁判所事務総局総務局長が定める。

#### 付 記

この通達は、令和3年7月1日から実施する。